

令和2年度
事業計画書

社会福祉法人
呉市社会福祉協議会

●目次

1	基本方針	1
2	重点目標	2
3	活動方針並びに具体施策	2
	【活動方針①】	
	地域力（地域の福祉力）の強化推進	2
	①生活支援・介護予防サービスの体制整備	2
	②地区社協の活動支援	2
	【活動方針②】	
	「通いの場」の活動強化並びに創出	3
	①「ふれあい・いきいきサロン」の活動強化	3
	②新たな「通いの場」の創出	3
	【活動方針③】	
	災害への備え・被災者生活再建支援の取組み強化	4
	①平常時における備えの強化	4
	②「呉市地域支え合いセンター」の活動強化	4
4	強化・継続活動	5
	①福祉・介護従事者確保の推進（くれ福祉人材バンクの活動強化）	5
	②生活困窮者（生活困難者）自立支援の推進	5
	③判断能力の低下した人の権利擁護の推進（呉市権利擁護センター活動強化）	6
	④障がいのある人の包括的な生活支援の推進（呉地域障害者生活支援センターの活動強化）	7
	⑤地域包括ケアの推進（地域包括支援センターの活動強化）	8
	⑥市民の安全・安心確保への取組みの推進（くれボランティアセンターの活動強化）	9
	⑦医療・介護基盤強化への取組みの推進（音戸診療所・総合ケアセンターさざなみ等医療・介護事業の活動強化）	10
	⑧その他の強化継続活動	11

1 基本方針

昨年は、台風15号並びに台風19号により、関東圏を中心に、死者100名以上、住宅被害約16万世帯という大規模な風水害が発生した。

この災害においても、平成30年7月豪雨災害同様、災害ボランティアセンターの運営等に対し、全国の社協ネットワークにより、活発な職員派遣が行われたが、振り返ってみると、平成26年に74名の死者を出した広島土砂災害から、毎年の頻度で大規模な災害が発生しており、我々は、災害に対する備えはもちろん、被災者の生活支援、生活再建支援を想定した体制づくりも、日ごろから手抜きなく準備しておく必要がある。

一方で、有効求人倍率の高まりや働き方改革の影響もあって、介護サービスの担い手不足が社会問題となっており、平均寿命の延びに伴う公的年金の支給開始年齢の段階的引き上げ、併せて健康寿命の延伸に対する取り組みも相まって、高齢者や障害者も広い意味での社会を支える担い手の側に回っていただきながら、高齢や障害にかかわらず暮らし続けることのできる活力ある社会を実現する、「我が事・丸ごと」の地域共生社会の推進が、今後の社会保障制度の新たな枠組みとして推進され始めている。

こうした社会情勢の動きに目がゆきつつも、我々は平成30年7月豪雨災害で日常生活を奪われた被災者の生活再建はいまだ途上であることは忘れてはならない。

一日も早い生活再建支援と見守り支援を展開してきた呉市地域支え合いセンターも活動3年目を迎えるが、被災者の真の生活再建がかなうまで、社協各セクションが一体となった活動を継続してゆかなければならない。

令和2年度は、国策として推進されている地域共生社会の実現を基軸に、社協のもつ専門相談の有機的な連携、行政や関係機関とのパートナーシップの強化を図りながら、引き続き被災者の生活再建を推進していくとともに、法人経営の一層の健全化に努め、地域住民に信頼される、なくてはならない組織となるよう体制強化を図るものとする。

2 重点目標

支え合う地域づくり，地域共生社会の推進

3 活動方針並びに具体施策

【活動方針①】地域力（地域の福祉力）の強化推進

① 生活支援・介護予防サービスの体制整備

- (1) 生活課題の把握・解決に向けた取組
 - ア 第2層（自治連単位）及び第3層（単位自治会）における「話し合いの場（協議体）」づくり
 - イ 行政と協働した第1層（市全域）協議体の運営
 - ウ 地域の関係者（自治会，民生委員児童委員，商店等），福祉専門職，行政等の多様な福祉の担い手が連携できる仕組みづくり
 - エ 生活支援コーディネーターのスキルアップ
- (2) 生活支援サービスの開発
 - ア 地域資源の把握及び情報提供
 - イ 住民主体による社会資源の創出（集いの場・住民互助の取り組み）に向けた支援

② 地区社協の活動支援

- (1) 地区社協会長連絡会議の開催
- (2) 地区社協（市民センターのない地域）への支援
- (3) 地区社会福祉協議会が取り組む地域福祉活動への支援
- (4) 「地区社協助成金交付要綱」の見直し検討

【活動方針②】 「通いの場」の活動強化並びに創出

① 「ふれあい・いきいきサロン」の活動強化

- (1) ふれあい・いきいきサロンの活動支援
 - ア サロン日より「笑顔の“わ”」の発行
 - イ 世話人向けのサロンメニュー支援（ひよこ塾）の実施・内容充実
 - ウ レクリエーション用具の貸出
 - エ サロン達人バンク事業の実施
- (2) 新規ふれあい・いきいきサロンの立ち上げ支援
- (3) 「くれ福祉のまちづくりのつどい」の開催
- (4) 生活支援と介護予防の拠点としての仕組みづくり
 - ア 福祉専門職に対する「ふれあい・いきいきサロン」活動の情報提供
 - イ 介護予防推進員の養成・支援
- (5) 地域福祉活動推進研修の実施
- (6) すこやかサロンの受託実施

② 新たなる「通いの場」の創出

- (1) 介護予防・[※]フレイル対策を含めた多機能サロンの実施
 - ア [※]自立支援ロボット「HAL」を活用した運動機能の向上
 - イ 遠赤外線「低温サウナ」を活用したフレイル対策

※フレイル…加齢により運動機能や認知機能が低下した状態。要支援の前段階とされる
※自立支援ロボット「HAL」…運動時に脳から筋肉へ送られる運動意思を反映した”生体電位信号”を読み取ることで、介助なしでの立ち座り動作などを支援し、身体機能の維持向上を図るもの。

【活動方針③】 災害への備え・被災者生活再建支援の取り組み強化

① 平常時における備えの強化

(1) 災害に備えた体制強化

- ア 「くれ災害ボランティアセンター」運営マニュアルの随時見直し
- イ 災害ボランティアセンター運営に関する各関係機関・団体との連携推進
- ウ 災害ボランティア活動支援基金を活用した防災・復興への体制強化

(2) 過去の災害を風化させない取り組み推進

- ア 振り返り研修，防災意識向上研修の開催
- イ 「歩一歩たいそう」「ぼうさいダック」の普及・啓発，協力員の養成・確保

② 「呉市地域支え合いセンター」の活動強化

(1) 呉市地域支え合いセンター事業収束を見据えた支援体制づくり

- ア 支援継続の必要性を確認する再アセスメントの実施
- イ 複合的課題を抱えた世帯に対する地域住民・専門職協働の見守り体制づくり
- ウ 生活支援コーディネーターと連携した，個を支える地域づくり支援

(2) 生活再建支援に向けた関係機関との連携強化

- ア 司法書士会と連携した生活再建相談会の開催
- イ 広島県地域支え合いセンター，こころのケアチームとの連携強化
- ウ 住宅再建が困難な世帯へ行政・専門機関と連携した支援の実施

(3) 災害公営住宅における自治組織の組織化支援

- ア 入居者による自治組織の形成支援
- イ 集会所を活用した，入居者同士の交流機会の創出
- ウ 地域とのつながり構築

(4) 地域社会への参加促進

- ア 地域連携会議の開催
- イ 地域との交流機会の確保，定着支援

4 強化・継続活動

① 福祉・介護従事者確保の推進（くれ福祉人材バンクの活動強化）

- (1) 潜在的福祉人材の発掘
 - ア 「介護・福祉業界の魅力発見セミナー」の開催
 - イ 「高校生施設体験学習」や「小さな親切運動」と連動した福祉人材の発掘
 - ウ 「介護職員初任者研修」の開催

- (2) 就労希望者への就労促進
 - ア 「くれ福祉の職場説明会」の開催（7月18日（土）・2月13日（土））
 - イ 広島県社会福祉人材育成センターとの連携強化
 - ウ 相談業務・就労あっせん
 - エ 「福祉の職場体験事業」の実施
 - オ 「一日介護教室」の開催

- (3) 就労希望者や就労者へのキャリアアップ支援
 - ア 「介護職員実務者研修」の開催

- (4) 働きがい創出，離職の防止
 - ア 「スキルアップ研修」の開催

② 生活困窮者（生活困難者）自立支援の推進

- (1) 自立相談支援事業の実施
 - ア 生活困窮状態の脱却を図るための支援計画の作成
 - イ 支援計画の承認を行う「呉市支援調整会議」の運営合理化推進
 - ウ [※]住居確保給付金の支給
 - エ 複合的な生活課題を整理し，解決に導く相談支援体制の充実
 - オ 多機関・多職種との連携強化による，生活困窮者に対する自立相談支援窓口への確実な誘導・支援
 - カ 地域に潜在する生活困窮に対するアウトリーチ（訪問支援）の積極的实施
 - キ 新たな事業実施に向けた調査研究

※住居確保給付金…経済的な理由などから家賃を滞納してしまい住宅を失ってしまった、あるいは家賃の支払いが困難となった場合に家賃相当額を支給し、生活の立て直しの支援を目的としている制度。

(2) 生活困窮に陥らないための自立生活支援の取り組み

- ア 生活困窮家庭を対象とした「子どもの学習・生活支援事業」の実施による（貧困の）負の連鎖の防止
- イ 既存の社会制度では解決が困難な生活問題に対応するため、新たな社会資源の把握及び創出
- ウ 支援担当職員に対する学習会の実施
- エ 住居の喪失状態を脱するため、居所の確保等により生活の安定を図る「一時生活支援事業」との連携強化
- オ すぐに就労することが困難な人に、就労に向けた準備としての基礎能力の形成を図るための「就労準備支援事業」との連携強化
- カ 一時的な生活困窮状態の人に、現物給付による困窮状態の解消と生活の安定を図る「緊急一時支援モデル事業」の実施と見直し
- キ 「生活福祉資金貸付事業」との連携強化による、一時的な生活困窮状態の解消

(3) 包括的相談支援体制構築事業の実施

- ア 多機関・多職種との連携強化による相談支援体制の構築
- イ 相談支援包括化推進会議の開催・運営の合理化推進
- ウ 生活支援コーディネーターとの連携による制度啓発、並びに地域における課題把握
- エ アウトリーチ（訪問支援）の実施による積極的な課題把握
- オ 地域資源の調査・開発に向けた関係機関による協議の実施
- カ 日常生活圏域内における専門職による連携、並びに支援体制の構築に向けた体制づくり

③ 判断能力の低下した人の権利擁護の推進（呉市権利擁護センターの活動強化）

(1) 権利擁護推進のためのネットワーク強化と中核機関の設置

- ア 専門職が連携した後見支援ネットワークの強化
- イ [※] 中核機関としての「権利擁護センター」の機能強化
- ウ 第三者後見に選任されている各専門家の研修・交流の場「成年後見担当者研修」の開催
- エ 「成年後見制度相談会」の開催

※中核機関…平成28年に施行された「成年後見制度利用促進法」に位置づけられた機関で、権利擁護を推進する各関係機関で構成されるネットワークを取りまとめる。呉市では、既存の「権利擁護センター」が中核機関となり、合議体には権利擁護センター運営委員会が位置づけられる。

- (2) 私的契約による権利擁護事業の合理化及び新たな事業の調査・検討
 - ア 「財産保全・管理サービス事業」の利用対象者拡大に向けた検討
 - イ 相談や支援開始に関する独自のガイドラインの検討・作成
 - ウ 保証人・身元引受人制度や市民後見人養成等の調査・研究

- (3) 福祉サービスの利用や金銭管理に不安がある人への対応
 - ア 相談・支援体制強化のため、職員の質と専門性の向上
 - イ かけはしの基盤強化（利用者の潜在的ニーズを発見・解決するためのケース会議の開催，生活支援員の質の向上を目指した研修会の実施等）
 - ウ 虐待等の不適切事例に対する関係機関との連携・対応
 - エ 出張相談会の開催に向けた調査・検討
 - オ 利用者の預かり物管理に関する諸規程等の整備

- (4) 法人後見の受任，成年後見制度の相談に関する取組み
 - ア 法人後見利用者の支援を補佐する法人後見支援員の設置等，受任体制の強化
 - イ 市民による成年後見制度の利用手続きや成年後見人等事務に関する支援体制の強化
 - ウ 成年後見制度利用促進法に基づく「中核機関」としての機能強化

- (5) 権利擁護の啓発・担い手づくり
 - ア 生活（後見）支援員の養成・体制整備
 - イ 広報媒体の作成・活用
 - ウ 消費被害等の関係事業との連携強化
 - エ 地域の各団体，住民への啓発活動
 - オ 市民や関係機関への啓発を目的とした「呉市権利擁護センター講演会」の開催

④ 障がいのある人の包括的な生活支援の推進（呉地域障害者生活支援センターの活動強化）

- (1) 一般的な相談支援の実施（委託相談）
 - ア 在宅福祉サービスの利用援助
 - イ 社会資源を活用するための支援
 - ウ 社会生活力を高めるための支援
 - エ ピアカウンセリング
 - オ 専門機関との連携及び紹介
 - カ 権利擁護のために必要な支援

(2) 地域生活支援の実施（委託相談）

- ア 「ピア・サポートサロン」の開催
- イ 「社会生活力を高めるための講座」の開催
- ウ 「スポーツ・文化活動の体験教室」の開催
- エ 「障害のある人への支援のてびき」を活用した間接的支援
- オ ホームページ等を活用した情報の収集・発信

(3) 計画相談支援・障害児相談支援の実施

- ア 「サービス等利用計画」「障害児支援利用計画」の作成及びモニタリング等の支援
- イ 効率的かつ継続的な支援を行うための業務システムの運用

(4) 呉市（障害者）自立支援協議会の運営

- ア 地域の関係機関等によるネットワークの構築に向けた協議
- イ 困難事例への支援のあり方に関する協議・調整
- ウ 地域の障害のある人等の支援体制に係わる課題整理
- エ 地域の社会資源の活用・改善に向けた協議
- オ 重層的な相談支援の体制整備に関する協議
- カ 障害への理解啓発や障害者施策等の広報活動

⑤ 地域包括ケアの推進（地域包括支援センターの活動強化）

(1) 介護予防ケアプランの作成

- ア 要支援認定者に対する介護予防ケアプランの作成
- イ 事業対象者，要介護認定非該当者，高リスク高齢者への介護予防ケアマネジメントの実施

(2) 総合相談支援業務

- ア 介護保険等高齢者福祉施策の利用にかかる相談支援
- イ 複合課題等困難ケースに対する相談支援

(3) 権利擁護業務

- ア 成年後見やかけはし利用に向けた権利擁護センターとの連携
- イ 高齢者虐待に対する相談支援

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント

- ア 圏域内の介護支援専門員同士の情報交換や技術・知識の共有の場となる会議の開催
- イ 介護支援専門員に対する助言・指導
- ウ 支援困難事例に対する介護支援専門員との協働

- (5) 一般介護予防事業の推進
 - ア おたっしゅ筋力アップ教室（介護予防教室（総合））の開催
 - イ いきいき百歳体操（安芸灘）こけない体操（音戸・倉橋）の推進
 - ウ 筋力アップを目的とする運動グループ活動「貯筋グループ」等，
住民主体の介護予防自主グループに対する活動支援
- (6) 認知症に対する住民への相談・支援と普及啓発
 - ア 認知症地域支援推進員による相談支援
 - イ 呉市認知症初期集中チームとの連携
 - ウ 認知症サポーター養成講座の実施
 - エ 認知症・若年性認知症相談会の実施
- (7) 生活支援・介護予防サービス体制整備事業との連携
 - ア 第2層協議体・第3層協議体の構築に向けた生活支援コーディネーターとの連携
 - イ 生活支援コーディネーターと連携した地域資源の調査・開発の実施
- (8) 地域包括ケア会議の実施
 - ア 個別地域ケア会議の開催
 - ・自立支援型地域ケア会議
（安芸灘）7月，1月 （音戸・倉橋）8月，2月
 - ・支援困難ケース検討型地域ケア会議
 - イ 日常生活圏域ケア会議の開催・共催

⑥ 市民の安全・安心確保への取組みの推進（くれボランティアセンターの活動強）

- (1) くれボランティアセンターの体制づくり
 - ア ボランティアに関する相談・あっせん・情報提供機能の充実
 - イ ボランティア登録の推進
 - ウ ボランティアコーディネーターの役割の明確化
- (2) ボランティア関係機関等との連携強化
 - ア NPO法人「くれシェンド」と連携した登録斡旋業務の充実
 - イ 「小さな親切」運動呉支部との連携
- (3) ボランティア意識を高めるための普及・啓発活動
 - ア 高校生施設体験学習の実施
 - イ 「第35回くれ福祉まつり」の開催
（10月25日（日）／呉ポートピアパーク）

- (4) ボランティアの担い手づくり
 - ア 地域ニーズに合わせたボランティア養成講座の実施
 - イ 地域での生活支援サービス等の担い手確保のための人材育成
- (5) 災害発生時の「くれ災害ボランティアセンター」の立ち上げと運営
- (6) 安全・安心への備えに関する普及・啓発の推進
 - ア 関係機関・団体等との情報共有が出来るネットワーク会議の開催
 - イ 平常時から防災・防犯意識を高めるための研修会の開催（再掲）
- (7) 福祉の教育授業等への講師の派遣及び調整（講師：社協職員，福祉施設職員，ボランティア，福祉関係者等）
 - ア 地域への出前講座の実施
 - イ 「わがまち人材派遣事業」への協力
 - ウ 学校等（地域，企業）で活用できる出前講座メニューづくりの充実
- (8) 呉市社会福祉施設連絡協議会や各種ボランティア団体との連携強化
- (9) 福祉現場への体験受入
 - ア 地域福祉活動での現場体験
 - イ キャリア・スタート・ウィーク（職場体験）への協力

⑦ 医療・介護基盤強化への取組みの推進（音戸診療所・総合ケアセンターさざなみ等医療・介護事業の活動強化）

- (1) 地域に密着した医療・介護・障害福祉サービスの安定した運営
 - ア 呉居宅介護支援事業所
 - イ 呉訪問介護事業所
 - ウ ことばのおやこ教室
 - エ 川尻訪問介護事業所
 - オ 川尻安浦居宅介護支援事業所
 - カ 安浦訪問介護事業所
 - キ 安浦通所介護事業所
 - ク 蒲刈居宅介護支援事業所
 - ケ 蒲刈通所介護事業所
 - コ 下蒲刈通所介護事業所
 - サ グループホーム蒲刈
 - シ 呉市国民健康保険音戸診療所
 - ス 呉さざなみ苑訪問看護事業所

- セ 老人保健施設さざなみ苑
- ソ 老人保健施設さざなみ苑短期入所療養介護事業所
- タ 老人保健施設さざなみ苑通所リハビリテーション
- チ 呉さざなみ苑居宅介護支援事業所
- ツ 呉さざなみ苑訪問介護事業所

(2) 福祉サービス事業所の目標設定と達成に向けた活動

- ア 事業所の中・長期目標の設定
- イ 職員一人ひとりの目標設定と達成度の確認
- ウ 地域のニーズに合った新しいサービスの検討と提供体制の整備
- エ H A L を活用した機能訓練の実施(通所介護)

(3) 長く働くことのできる事業所づくり

- ア キャリアパス制度の確立
- イ 時代に即した業務マニュアルの見直し
- ウ 職員紹介制度の普及

(4) 認め、認められる福祉サービス事業所の環境の醸成

- ア 業務改善に関する職員の提案・表彰制度の構築

(5) 職種に応じた研修への積極的な参加

- ア 生活相談員，サービス提供責任者等の職種に応じた研修への参加
- イ 局内の円滑な連携を図るため，職種を超えた他分野に渡る研修への積極的な参加
- ウ 内部研修の充実による職員の資質向上
腰痛予防，法令遵守，虐待防止 等

⑧ その他の強化継続活動

(1) 呉市民生委員児童委員協議会（民児協）との連携強化

- ア 連携担当者の配置
- イ 民児協と連携した心配ごと相談所の開設
- ウ 中央地区単位民児協担当者の配置並びに活動支援

(2) 福祉マンパワー養成への貢献

- ア 社会福祉士養成現場実習の受入れ
- イ 在宅看護実習の受入れ
- ウ ケアマネジメントの基礎技術に関する実習の受入れ

(3) 積極的な広報活動の推進

ア 「第47回呉市社会福祉大会」の開催（10月16日(金)呉信用金庫ホール）

イ 「くれ社協だより」の発行と全世帯配布（年2回）

(4) ホームページの運営・管理

(5) 地域福祉活動を支援するための民間社会福祉財源の確保

ア 呉市自治会連合会等の協力による社協会員会費の募集

イ 赤い羽根共同募金運動の展開

ウ まごころ銀行の運営（一般寄付の募集）

(6) 関係団体の支援

ア 「小さな親切」運動呉支部の運営支援

イ 呉市社会福祉施設連絡協議会の運営支援

ウ 呉市介護支援専門員連絡協議会の運営支援

エ 広島県訪問介護事業連絡協議会の運営支援

(7) 第3次呉市社会福祉協議会活動基本計画の策定